

## ※マイナンバーの記入がなくても申請できます。

### 介護保険要介護（要支援）認定申請にかかる 個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

- 平成28年1月1日より個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用が開始されたこと等に伴い、介護保険要介護（要支援）認定申請書（以下「申請書」という。）にマイナンバーを記入する箇所が追加されました。当該申請書を提出する際は、下記にある1～4の方法により申請書を提出して下さい。
- 1～4の詳しい申請方法は次頁以降で説明しておりますので、それぞれの申請方法に従い申請書の記入・提出をお願いします。
  - 1 マイナンバーを記入した申請書を本人が申請する・・・2頁
  - 2 マイナンバーを記入した申請書を家族が申請する・・・3頁
  - 3 マイナンバーを記入した申請書を介護事業者に申請（提出）代行依頼をして申請をする・・・4頁
  - 4 マイナンバーを記入しないで申請する（※注①）・・・4頁

#### ※注①

マイナンバーが分からない等の理由で申請書へのマイナンバーの記入が困難な場合は、マイナンバーの記入はせずに空欄のまま提出してください（被保険者が高齢等であることを鑑み、マイナンバーの記入がない申請書でも申請受理いたします）。

- 要介護（要支援）認定にかかる申請手続きについてご不明な点がありまら、下記の住所にお越しになるか、連絡先までお問い合わせください。

#### ● 流山市役所健康福祉部介護支援課介護認定係

住所：平和台1丁目1番地の1 TEL：7150-6531（課直通）

#### ● 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

- ◆ 北部西包括（西深井小・新川小） TEL：7197-1378

住所：大字中野久木421番地（特別養護老人ホーム花のいろ内）

- ◆ 北部包括（東深井小・江戸川台小） TEL：7155-5366

住所：江戸川台東2丁目19番地（旧江戸川台出張所）

- ◆ 中部包括（担当：常盤松中・西初石中・おおたかの森中学校区の一部地域）

TEL：7150-2953 住所：下花輪409番地（東葛病院附属診療所内）

- ◆ 東部包括（担当：東部中・八木中） TEL：7148-5665

住所：野々下2丁目488番地の5（特別養護老人ホームあざみ苑内）

- ◆ 南部包括（担当：南部・南流山・おおたかの森中学校区の一部地域）

TEL：7159-9981 住所：平和台2丁目1番地の2（ケアセンター2階）

# 1 マイナンバーを記入した申請書を本人が申請する場合

認定を受ける方（被保険者本人）が窓口（郵送）で申請をする場合、（１）「マイナンバーの確認ができる書類」と（２）「身元確認ができる書類」のご提示が必要となります。

## （１）「マイナンバーの確認ができる書類」

「マイナンバーの確認ができる書類」
①個人番号カード ②通知カード（ただし、記載事項に変更がない場合に限る） ③住民票の写し ④その他類する書類 ①～④のうち1点ご提示（郵送の場合は①～④のうち1点のコピー）

## （２）「認定を受ける方（被保険者本人）の身元確認ができる書類」

「マイナンバーの確認ができる書類」のうち、「個人番号カード」以外の書類をご提示の場合は、更に下記の（ア）または（イ）のいずれかの書類のご提示が必要となります（※注②）。

認定を受ける方（被保険者本人）の身元確認ができる書類例	
（ア） 顔写真 のある 書類例	①運転免許証 ②運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） ③旅券 ④身体障害者手帳 ⑤精神障害者保健福祉手帳 ⑥療育手帳 ⑦在留カード又は特別永住者証明書 ①～⑦のような「顔写真のある書類」を提示する場合は1点提示（郵送の場合は1点のコピーを同封）
（イ） 顔写真 のない 書類例	⑧介護保険被保険者証 ⑨介護保険負担割合証 ⑩国民健康保険被保険者証 ⑪健康保険被保険者証 ⑫後期高齢者医療被保険者証 ⑬国民年金手帳 ⑭船員保険被保険者証 ⑮健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑯国家公務員共済組合員 ⑰地方公務員共済組合員証 ⑱私立学校教職員共済制度の加入者証 ⑲児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ⑧～⑲のような「顔写真のない書類」を提示する場合は2点提示（郵送の場合は2点のコピーを同封）（※注③）

### ※注②

「個人番号カード」は「マイナンバーの確認ができる書類」と「身元確認ができる書類」の両方を兼ねることができます。

### ※注③

（イ）の場合は、「⑨介護保険証」＋「⑩介護保険負担割合証」や「⑬後期高齢者医療保険証」＋「⑭国民年金手帳」のように2点提示（郵送）が必要となります。

## 2 マイナンバーを記入した申請書を家族が申請する場合

認定を受ける方（被保険者本人）に代わり、ご家族の方が窓口で申請をする場合、(1)「代理権確認」、(2)「窓口に来られた方の身元確認」及び(3)「認定を受ける方（被保険者本人）のマイナンバーの確認ができる書類」が必要になります。

### (1) 代理権確認ができる書類

「代理権確認ができる書類」(①～③のうち1点を提出)	
①	委任状
②	認定を受ける方（被保険者本人）の介護保険被保険者証
③	その他市が適当と認める書類（官公署等から本人に対し、一に限り発行・発給された書類等）

### (2) 家族が窓口に来られた際に提示する身元確認書類

以下に記載のする書類等のご提示が必要となります。

家族が窓口に来られた際に提示する身元確認書類の例	
窓口に来られた方の身元確認書類例	(ア) 顔写真のある書類例 ①個人番号カード ②運転免許証 ③運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） ④旅券 ⑤身体障害者手帳 ⑥精神障害者保健福祉手帳 ⑦療育手帳 ⑧在留カード又は特別永住者証明書 ①～⑦のような「顔写真のある書類」を提示する場合は1点提示
	(イ) 顔写真のない書類例 ⑧介護保険被保険者証 ⑨介護保険負担割合証 ⑩国民健康保険被保険者証 ⑪健康保険被保険者証 ⑫後期高齢者医療被保険者証 ⑬国民年金手帳 ⑭船員保険被保険者証 ⑮健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑯国家公務員共済組合員 ⑰地方公務員共済組合員証 ⑱私立学校教職員共済制度の加入者証 ⑲児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ⑧～⑲のような「顔写真のない書類」を提示する場合は2点提示

### (3) 認定を受ける方（被保険者本人）のマイナンバーの確認ができる書類

認定を受ける方（被保険者本人）のマイナンバーの確認については、下記の書類のご提示が必要となります。

認定を受ける方（被保険者本人）のマイナンバーの確認ができる書類	
①	認定を受ける方（被保険者本人）の個人番号カード（両面コピーでも可）
②	通知カード（ただし、記載事項に変更がない場合に限る）
③	マイナンバーが記載された住民票の写し（①～③のうち、1点提示）

### 3 マイナンバーを記入した申請書を

#### 介護事業者に申請（提出）代行依頼する場合

申請（提出）代行できる介護事業者は以下のとおりです。

- ◆高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）◆居宅介護支援事業所
- ◆介護老人福祉施設 ◆介護老人保健施設 ◆介護療養型医療施設 ◆介護医療院

これらの事業所にいるケアマネジャーなどの担当者へ申請（提出）代行依頼する場合、本人が申請する場合と同様に、記入されたマイナンバーが正しいかどうかの確認のため「マイナンバーの確認ができる書類」が必要となります。

そのため、事業所にいるケアマネジャーなどの担当者へ申請（提出）代行依頼する際は、個人番号カードのコピー（両面）・通知カード（ただし、記載事項に変更のないものに限る）・マイナンバーが記載された住民票の写し いずれかを申請（提出）代行するケアマネジャーなどの担当者へ渡してください。



個人番号カード（表）



個人番号カード（裏）



通知カード

### 4 マイナンバーを記入しないで申請する場合

下記のような場合は、マイナンバーの記入がなくても申請を受理しますので、申請書にマイナンバーの記入はせずに提出してください。

- ◇1 認定を受ける方（被保険者本人）のマイナンバーが分からないため申請書に記入ができない場合。
- ◇2 マイナンバーは分かるが、「マイナンバーの確認ができる書類」を入手することが困難である場合。
- ◇3 認定を受ける方（被保険者本人）が認知症等で意思表示能力が低下しており、代理権の授与が困難である場合。

### 5 「介護保険被保険者証」について

マイナンバーの記入の有無にかかわらず、申請の際には「介護保険被保険者証」の添付が必要になります。なお、紛失等により「介護保険被保険者証」が手元にない場合、再交付申請をお願いすることとなります。詳しくは、流山市役所介護支援課までお問い合わせください。